

○美濃市地域公共交通会議設置要綱

平成21年3月23日訓令甲第10号

改正

平成24年5月29日訓令甲第23号

美濃市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。)の規定に基づき、生活交通ネットワーク計画(以下「計画」という。)の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、美濃市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、美濃市1350番地美濃市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の公共交通の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 計画の策定及び計画の変更に関する事項
- (5) 計画の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市長またはその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者

- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長又はその指名する者
- (7) 岐阜県美濃土木事務所長又はその指名する者
- (8) 岐阜県関警察署長又はその指名する者
- (9) 岐阜県都市建築部公共交通課長又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。この場合において、第3項ただし書きの規定により補欠委員を委嘱するときは、当該職を辞した委員の身分又は資格に準ずる者のうちから委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(監査員)

第6条 監査員は委員の中から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議に報告するものとする。

(会議等)

第7条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決するものとする。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事

項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者の中から会長が指名する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長には美濃市総務部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 5 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、美濃市総務部総合政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 委員に対し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 前項に規定する報酬及び費用弁償をするときは、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年美濃市条例第6号）の規定を準用する。

(交通会議の解散等)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮

り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

附 則 (平成24年5月29日訓令甲第23号)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。